

刊行にあたって

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権教育についての国際的な取組が進んでいます。国連は、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」と定め、各国に人権教育・啓発の積極的な取組を求めました。そして、世界各国が引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が定められ、初等中等教育に焦点をあてた第一段階が2005年（平成17年）から2009年（平成21年）までとされました。さらに、高等教育及びあらゆるレベルに重点をおく第2段階が、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）までとされました。

我が国においては、平成16年6月に文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」が発表され、その中で人権教育の目標は、人権の意義内容を理解するとともに「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるようになり、それが態度や行動に現れるようにすること等がわかりやすく示されました。平成18年1月には、「同〔第二次とりまとめ〕」が発表され、教育委員会や学校等に対して理論的・実践的な指針を提供しました。さらに、平成20年3月に発表された「同〔第三次とりまとめ〕」には、学校教育における具体的な授業の指導事例等も示されました。これらを踏まえ、学校教育においては人権教育の一層の充実を図ることが求められています。

埼玉県教育委員会では、「生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画」（平成21年度～平成25年度）を策定し、その中の5つの基本目標の一つに「豊かな心と健やかな体の育成」を掲げ、人権教育の推進に取り組んでいます。

この人権教育資料「指導実践の手引」は、平成17年度に作成した人権教育資料「指導実践の手引」〈教師用手引〉を「人権教育指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」及び本県で作成した「人権感覚育成プログラム（学校教育編）」の内容を踏まえ改訂したものです。内容の特色としては、小学校、中学校、高等学校等における本県独自の「人権教育上のねらい・視点・配慮」が例示されています。

各学校におかれましては、児童生徒や保護者、地域社会の実態等を踏まえ、この人権教育資料「指導実践の手引」を活用いただき、積極的に人権教育に取り組まれますようお願いいたします。

終わりに、本書の編集に当たり多大なる御尽力をいただいた編集委員の皆様に深く感謝申し上げます。

平成22年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長

島野隆司